

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
情-KI-012	デジタル総括アドバイザー業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和8年1月5日 至：令和8年12月28日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年12月2日(火)（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年10月23日(木)12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	1～2人	3
	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省

令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書3.4 a)～b)に定める本業務の実施体制並びに仕様書6.1 a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年 10月 27日（月） 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和7年 11月 12日（水） 12:00 までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年 11月 28日（金）

までに、下記担当者必着分を有効とする。

(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

仕様書			
件名	デジタル統括アドバイザー業務	作成年月日	令和7年9月25日
		仕様書番号	
		整備計画局サイバー整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「デジタル統括アドバイザー業務」を実施するに当たり、その実施要領を次のとおり定めるものである。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

a) 引用文書

- 1) 「防衛省行政情報化推進体制整備要綱について（通達）」（防運情第8185号。23.7.1）
- 2) 「外部有識者による情報システム整備等に関する概算要求の所要額の評価等について（通達）」（防運情第8186号。23.7.1）
- 3) 「電子計算機システムの整備について（通達）」（防装通第3847号。6.6.29）
- 4) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）
- 5) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定）
- 6) 「防衛省人事・給与情報システム作業部会の設置要綱について」（平成27年12月25日防衛省行政情報化推進委員会決定）
- 7) 「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）
- 8) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）
- 9) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）
- 10) 「情報システムの整備に関する手引」（令和6年12月）

- 11) 「防衛省クラウド整備指針」（令和5年9月13日）
- 12) 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）

1.3 用語の定義

- a) デジタル統括責任者 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に規定するデジタル統括責任者をいう。
- b) 副デジタル統括責任者 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に規定する副デジタル統括責任者をいう。
- c) デジタル統括アドバイザー 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に規定するデジタル統括アドバイザーをいう。
- d) PMO 「防衛省行政情報化推進体制整備要綱について（通達）」に規定する防衛省全体管理組織をいう。
- e) PJMO 防衛省の個々の業務・システム最適化等を統括・推進する個別管理組織をいう。
- f) 各機関等の長 防衛省本省の施設等機関にあつては当該施設等機関の長、統合幕僚監部にあつては統合幕僚長、陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部にあつては陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長、情報本部にあつては情報本部長、防衛監察本部にあつては防衛監察監、地方防衛局にあつては地方防衛局長、防衛装備庁にあつては防衛装備庁長官をいう。

2 業務の内容

デジタル統括責任者、副デジタル統括責任者及びPMO等が実施する情報通信技術関連施策等に対し支援・助言を行うものとし、具体的には次に掲げる事項に関する役務提供を行うものとする。

2.1 情報システムの予算要求に関すること

a) 令和9年度概算要求の所要額の評価

「外部有識者による情報システム整備等に関する概算要求の所要額の評価等について（通達）」に基づき外部有識者から評価及び助言を受けなければならない情報システムの整備等に関する予算要求（令和8年度概算要求評価対象事業数：487件程度）について、システムの開発，改修，機器類の借上げ及び買取り，維持管理等の所要額の積算の妥当性を確保する観点から，契約締結日から令和7年7月までを目途に，官側の支援を受けて予算要求の所要額の積算内容及び整備等の手法を評価し，要求を行うPJMO及び機関等担当者（以下、担当者等という。）に対する助言を行うこと。

2.2 情報システムの調達に関すること

a) 情報システム調達に係る仕様書案の評価

「電子計算機システムの整備について（通達）」により防衛大臣の承認を受けなければならないものの仕様について，調達の競争性及び公平性の確保を図る観

点から、仕様書案（過去3年平均年40個事業程度）を受領してから1ヶ月以内を基準に、仕様内容を評価し、調達を行う担当者等に対する助言を行うこと。

- b) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」第3編第6章に掲げる調達に関する以下のこと。
 - 1) 調達計画書案及び仕様書案の内容の妥当性確認を行うとともに、必要に応じて確認結果に関する所見を付すこと。（過去3年平均年5個事業程度）
 - 2) 総合評価落札方式の調達における提案書審査時の審査員として参加すること。（過去3年平均年4個事業程度）

2.3 ITガバナンスの強化のためのPMO等の活動に関すること

ITガバナンスの強化のため、PMO等の活動に関して、必要に応じて次の支援等を行うこと。

- a) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等に基づくデジタル・ガバメントの推進等の取組に関する支援等を行うこと（b）を除く）。
 - 1) 「防衛省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づく取組への支援等
 - 2) 情報通信技術に係る技術動向等に関する情報提供・意見交換
 - 3) その他ITガバナンスに係る政府方針に基づく取組に関する支援
- b) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づく情報システムの整備及び管理に関する支援・助言
 - 1) デジタル庁における一元的なプロジェクト監理の実施に関する支援
 - 2) 情報システムの管理に関する支援
 - 3) システム監査に係る取組に関する支援
 - 4) プロジェクト計画書等の作成やプロジェクトの工程レビュー等のITマネジメントに関する支援
 - 5) 業務の見直し、要件定義、調達、設計・開発、業務の運営及び改善、運用及び保守、システム監査、情報システムの見直し又は廃止に関する担当者等への助言
 - 6) その他「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づく取組に関する支援等
- c) 防衛省における情報システムのソフトウェアライセンスの管理及び調達等に関する支援・助言
- d) 情報システムの調達仕様書の標準化に関する調査・分析
- e) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づく「情報システムの整備に関する手引」の改正に関する支援・助言
- f) 防衛省OAシステム基盤の整備に関し、助言を行うこと。
- g) 「防衛省人事・給与情報システム作業部会の設置要綱について」に基づき、防衛省に設置した人事・給与情報システム作業部会及び人事・給与情報シ

テムに係る関連会議への助言，政府施策に沿った人事・給与情報システム事業の進め方や対応策等に関する検討への支援・助言を行うこと。

- h) 府省共通業務・システムの導入に関する支援・助言
- i) PMOが指定する情報システムの企画・検討において，「防衛省クラウド整備指針」に基づき企画の方向性や技術的知見等について支援・助言を行い、必要に応じて企画・検討に参画を行うこと。
- j) その他の情報システムについて，担当者等から支援・助言を求められた際には，PMOと協議の上対応すること。

3 役務に関する要求

3.1 役務期間

令和8年1月5日から令和8年12月28日までの期間とする。

3.2 役務実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）及び官の指定する場所とする。

3.3 役務体制

a) 役務体制全般

契約相手方は，この業務の履行に際し，管理責任者を定め，防衛省職員からの質問，検査及び資料の提示等の指示に応じなければならない。修正及び改善要求があった場合には，別途協議の場を設けて対応を決定する。また，契約相手方は，契約締結後、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」に示す保護すべき情報を取扱う業務を実施するまでに，防衛省から「調達における情報セキュリティ基準」の適合を取得すること（取得までの期限の目安は概ね2～3ヶ月とする。なお、既に取得済みの場合は再度の取得を要しない）。

b) 勤務体制

体制については，デジタル統括アドバイザー2名、デジタル統括アドバイザースタッフ6名を基準とし、時期における勤務日数は表1を基準とする。

表1

	1月	2月	3月～8月	9月～12月
アドバイザーA	週5日を基準			
アドバイザーB	週2日を基準			
スタッフA、B	週5日を基準			
スタッフC、D、E	/		週5日を基準	/
スタッフF	/	週5日を基準		/

c) 勤務時間

課業日（祝祭日を除く月曜日から金曜日）のうち1日8時間（10時から18

時。昼休憩1時間を含む。)程度とし、必要に応じて官側と調整の上で柔軟に対応すること。また、契約相手方において指定される休暇(年末年始及び夏季休暇等)については、事前に官側と調整すること。

3.4 役務要件

本役務の実施に当たって次の要件を満たす従事者を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議すること。

a) 役務要件全般

- 1) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者(以下「業務従事者」という。)を確保すること。
- 2) 業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること。
- 3) 業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- 4) 業務従事者が日本国籍を有していること。

b) 業務従事者要件

デジタル統括アドバイザー及びデジタル統括アドバイザースタッフについては、前記a)に加え、次の要件を満たすこと。

1) デジタル統括アドバイザー

- ① システムコンサルティング業務・システム監査業務等を実務責任者として5年以上経験していること。
- ② 次の資格のうち1つ以上保有していること。ただし、当該資格を保有していない場合は、当該資格を保有することと同等レベル以上の知識・能力を有することを経験・実績をもって具体的に証明すること。
 - ・プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル(プロジェクトマネジメント協会)
 - ・公認情報システム監査人(情報システムコントロール協会)
- ③ 直近3年間において、当該資格に関連する分野での実務を経験していること。
- ④ 以下のうち、いずれかの経験を有していること。
 - ・官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において、デジタル統括アドバイザー(旧CIO補佐官業務)等のデジタル統括アドバイザー業務と同等と認められる業務を1件以上受注し、当該業務を適切に履行した経験。
 - ・官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において、業務・システム最適化の企画段階(構想策定を含む。)、情報システムの予算要求の評価及

び調達仕様書の評価に係る支援等の役務をそれぞれ1件以上受注し、当該業務を適切に履行した経験。

2) デジタル統括アドバイザースタッフ (A, C, D)

- ① システムコンサルティング業務・システム監査業務、情報システム開発・運用保守等業務を2年以上経験していること。
- ② 次の資格のうち1つ以上保有していること。ただし、当該資格を保有していない場合は、当該資格を保有することと同等レベル以上の知識・能力を有することを経験・実績をもって具体的に証明すること。
 - ・プロジェクトマネージャ (独立行政法人情報処理推進機構)
 - ・システム監査技術者 (独立行政法人情報処理推進機構)
 - ・ITストラテジスト (独立行政法人情報処理推進機構)
- ③ 直近3年間において、当該資格に関連する分野での実務を経験していること。
- ④ 官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において、以下のうち、いずれか2件以上の実施経験を有していること。
 - ・業務・システム最適化の企画段階に係る支援、
 - ・業務・システム最適化の設計・開発段階に係る支援
 - ・情報システムの予算要求の評価に係る支援
 - ・情報システムの調達仕様書の評価に係る支援

3) デジタル統括アドバイザースタッフ (B, E, F)

- ① システムコンサルティング業務・システム監査業務、情報システム開発・運用保守等業務を2年以上経験していること。
- ② 官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において、以下のうち、いずれか2件以上の実施経験を有していること。
 - ・業務・システム最適化の企画段階に係る支援、
 - ・業務・システム最適化の設計・開発段階に係る支援
 - ・情報システムの予算要求の評価に係る支援
 - ・情報システムの調達仕様書の評価に係る支援

c) 業務従事者の交代

3.1 の役務期間においては、同一人物が役務を実施し、原則として、期間途中での交代は認めない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではなく、変更の際は、官側の承認を得ること。

3.5 業務実施に関する留意事項

業務を実施するに当たっては、官側の担当者と十分調整するとともに、次の事項に留意すること。また、整備計画局防衛計画課が実施する情報システムに係る効率化・合理化施策に対して官側の指示のもと必要な協力を実施すること。

- a) 2.1 情報システムの予算要求に関することについて
情報システムの予算要求について十分理解し，積算の妥当性評価の手法等に
係る実施要領等を具体的に設定するとともに，評価対象事業数や実施期間等
を考慮して計画的に実施すること。
- b) 2.2 情報システムの調達に関することについて
情報システムの調達について十分理解し，評価結果等については理由を明確
にするとともに，必要に応じて調達の競争性，公平性を確保する手法等を具
体的に示すこと。
- c) 2.3 I T ガバナンスの強化のためのPMO等の活動に関することについて
政府，防衛省等における取組について十分に理解し，個々の要請内容に即し
た適切な支援・助言を行うこと。特に，政府等の政策動向等に意を払い，時
宜に応じた的確な支援・助言ができるよう努めること。また，継続的な支
援・助言が必要となる場合には，任務分担を定め，進捗状況を管理するなど
して，適切な支援・助言を行うこと。

4 報告書の作成

4.1 報告書の構成

契約相手方は，成果物として次に示す報告書を作成すること。

なお，a)～e)については，2 の各項目について実施した支援・助言の内容及び
その効果を確認できるものとし，作成に当たっては，会議資料，説明資料等本
件業務を実施していく過程において作成される各種資料の編集，活用を認める
ものとする。

- a) 情報システムの予算要求に係る評価等結果報告書
- b) 情報システムの調達に係る助言等結果報告書
- c) I T ガバナンスの強化のためのPMO等の活動に係る支援等結果報告書
- d) 情報システムの整備に関する手引改正案
- e) デジタル庁における一元的なプロジェクト監理の実施に係るレビュー結果報
告書
- f) 日々の業務内容を記述した業務報告書

4.2 作成上の留意点

- a) 報告書は，電子データにより提出すること（紙媒体での提出は要しない）。
- b) 電子データを印刷した場合の設定として，紙のサイズは，日本産業規格A列
4番を原則とする。図表については，必要に応じてA列3番縦書き及び横書
きを使用することができる。綴り方はバインダー方式とすること。
- c) 電子データで使用する形式は，原則として，「pdf」又は「Microsoft Office
2019」で扱える形式とする。ただし，官側が別に形式を定めて提出を求めた
場合はこの限りではない。

4.3 納入期限

報告書について当省と十分協議の上作成し、当省の指示に従い納入すること。
ただし、4.1 a)の報告書については令和8年8月に、f)の報告書については、毎月、月末に納入すること。

4.4 納入場所

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省整備計画局サイバー整備課

4.5 検収

整備計画局サイバー整備課支出負担行為担当官補助者が行う。

5 情報の保全

- 5.1 契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続するものとする。
- 5.2 契約相手方は、本契約の履行により知り得た保護すべき情報の取扱いについて、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」に基づき、表2に示す保護すべき情報を適切に管理するものとし、その効力はこの契約終了後も継続するものとする。また、情報の省外への持ち出し（データの持ち出し及びメールでの送付を含む。以下同じ。）については、事前に官側の承認を得るものとし、保護すべき情報は、指定された役務実施場所でのみ取り扱い、省外への持ち出しを禁止するものとする。

表2

No.	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	ネットワーク、システムに関する情報	(1) ユーザ情報 (2) 構成図 ア システム構成図 イ ハードウェア構成図 ウ ソフトウェア構成図 エ ネットワーク構成図 (IP アドレス一覧やシステム規模が類推できる機器性能情報等を含む。)	○ 官側との調整時、各評価実施時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	セキュリティ仕様に関する情報	(1) ファイアウォール設定 (2) セキュリティパッチ適用状況	
3	設置場所等の施設情報	端末等機器配置図 (設置部隊及び数量含む)	

4	予算要求及び調達に係る情報	(1) 概算要求書及びその積算内訳 (2) 事業者からの提案書・見積書 (3) 調達計画書案, 仕様書案	
---	---------------	--	--

6 その他の指示

6.1 体制の確保

契約の相手方は、保護すべき情報及び保護すべき情報に該当しない非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たり、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保すること。また、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知すること。

- a) 保護すべき情報について、保護を要さないことについて官側の確認を受けるまでの間、契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した全ての情報が保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 保護すべき情報等について、官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 保護すべき情報等について、官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して、指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

6.2 貸付品

契約相手方は、役務の実施に必要な官側の保有する資料等について、要求元と細部を協議の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。

6.3 官側の支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 現地調査
- b) 事務室、水、電気、電子計算機端末及び内線電話の使用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

6.4 所有権及び著作権

- a) この役務によって作成した書面（電子データを含む。）その他類似の派生物については、所有権及び著作権は、国に帰属するものとする。ただし、契約

相手方がこの役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

- b) 第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、その著作権その他の権利を侵害しないことを確認すること。

6.5 役務に従事する者の申請

契約相手方は、この役務に従事する者について、役務関係者名簿を契約後速やかに作成し、支出負担行為担当官及び整備計画局サイバー整備課支出負担行為担当官補助者（以下「支出負担行為担当官等」という。）に提出し、承認を得るものとする。この役務に従事する者の追加、変更等が生じた場合には、遅滞なく支出負担行為担当官等の承認を得るものとする。

6.6 第三者の従事

契約相手方は、本役務契約の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

6.7 立入禁止場所等への立入

各機関等の長が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い、実施するものとする。

6.8 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本役務調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6.9 入札制限

情報システムの調達の公平性を確保するため、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づき、契約相手方等は、この役務の対象となる情報システムに係る企画・開発・運用等の業務について、契約期間中及び当該業務の影響が及ぶ間は入札に参加できないものとする。

なお、入札制限に抵触する業務かどうかの判断がつかない場合は、抵触の有無について整備計画局サイバー整備課の確認を得るものとする。

6.10 その他留意事項

本役務契約の履行に当たっては、仕様書のほか、提案書に準拠すること。

6.11 疑義事項

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

情報セキュリティ指定書	発簡番号			
	調達要求番号			
	調達要求年月日			
	作成部課	整備計画局サイバー整備課		
	作成年月	令和7年9月25日		
品名	デジタル統括アドバイザー業務			
仕様書番号				
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p>				
番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
1	ネットワーク、システムに関する情報	(1) ユーザ情報 (2) 構成図 ア システム構成図 イ ハードウェア構成図 ウ ソフトウェア構成図 エ ネットワーク構成図（IPアドレス一覧やシステム規模が類推できる機器性能情報等を含む。）	○ 官側との調整時、各評価実施時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。	
2	セキュリティ仕様に関する情報	(1) ファイアウォール設定 (2) セキュリティパッチ適用状況		
3	設置場所等の施設情報	端末等機器配置図（設置部隊及び数量含む）		
4	予算要求及び調達に係る情報	(1) 概算要求書及びその積算内訳 (2) 事業者からの提案書・見積書 (3) 調達計画書案、仕様書案		
<p>3 特記事項</p> <p>保護すべき情報の提供は、防衛省内で閲覧に供することにより提供するものとする。</p>				